

徳島県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)の施行について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号。以下「単管省令」という。)及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

(登録申請書に添付する書類)

第2条 法第9条第1項第7号の規定により、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録されるもので、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業等を活用し、耐震性能基準を満足させる住宅においては、改修工事完了後、速やかに単管省令第9条第5項の書類を提出する旨の誓約書(第1号様式)により知事に届け出なければならない。

2 法第9条第2項の規定により、法第11条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約書(第2号様式)により知事に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

第3条 法第9条第1項の規定により申請を行った者は、当該申請に対する処分がされる前に当該申請を取り下げるときは、登録申請取下届出書(第3号様式)により知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第4条 法第14条第1項の規定による届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(報告の徴収)

第5条 法第22条の規定による報告は、管理状況報告書(第5号様式)により行わなければならない。

第2章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(指定の申請)

第6条 法第59条の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請書」という。)は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書(第6号様式)を知事に届け出なければならない。

(指定申請書に添付する書類)

第7条 前条の申請書には、共管省令第41条第2項第1号から第4号に掲げる書類に加え、同項第5号の規定に基づくその他知事が必要と認める書類として、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請の日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)の前事業年度における事業報告書及び収支決算書
- (2) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 第62条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類(過去5年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ)
- (4) 法人の組織及び事務分担を記載した書面
- (5) 個人情報保護規定又はこれに準ずるもの
- (6) 申請者が法第64条第1項に規定する債務保証業務又は残置物処理等業務及びこれに付帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類
- (7) 申請者が第4条第2項の規定により市町村長に対して推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し
- (8) 誓約書(第7号様式、第8号様式)
- (9) 支援業務の実施のための意思決定がなされていることが分かる書類(共管省令第41条第2項第2号に掲げる「申請に係る意志の決定を証する書類」に、指定を受けようとする支援業務の範囲等が明示されている場合を除く。)
- (10) 前払い金等の預かり金を一括して受領する場合、当該前払い金等の算定の基礎及び当該前払い金等について必要な保全措置を講ずることが分かる書類
- (11) 前項に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(市町村長による推薦)

第8条 法第59条に基づく指定に関する推薦を、市町村長は、居住支援活動に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人としてふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。

2 前項の推薦は、申請者による市町村長に対する申請に基づいて行うものとする。

3 前項の申請は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書(第9号様式)提出により行わなければならない。

4 第1項の推薦は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書(第10号様式。以下「推薦書」という。)を知事に交付することにより行うものとする。なお、市町村長は、推薦書を知事に交付したときは、その写しを申請者に交付するものとする。

5 知事は、前項の規定により市町村長から推薦書の交付を受けた場合、支援法人の指定に当たり、斟酌するものとする。

(変更の認可及び届出)

第9条 支援法人は、法第61条第1項の規定により新たに債務保証業務規定又は残置物処理等業務支援業務を行う認可を受けようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別変更申請書(第11号の1様式)を知事に提出しなければならない。

2 法第61条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書(第11号の2様式)を知事に提出することにより行わなければならない。

(家賃債務保証業務の委託)

第10条 支援法人は、法第63条の規定により、債務保証業務のうち債務の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することについて認可を受けようとする場合は、債務保証業務委託認可申請書(第12号様式)及び添付書類を知事に届け出なければならない。

2 前項の添付書類は、委託しようとする者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書とする。

(1) 委託しようとする者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることが分かる書類

(2) 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規定(平成29年度国土交通省告示第898号)の規定による登録家賃債務保証業者(以下「登録家賃債務保証業者」という。)である場合は、当該委託しようとする者が登録家賃債務保証業者として登録された者であることが分かる書類

(3) 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、そのことが分かる書類

(4) 上記以外の者に委託しようとする場合は、県との協議によるものとし、協議により添付書類を決定するものとする

(業務規定の認可)

第11条 支援法人は、法第64条の規定により債務保証業務規定又は残置物処理等業務規定（以下「業務規定」という。）の認可を受けようとするときは、業務規定認可申請書(第13号様式)にあらかじめ定めた業務規定を添付し、知事に提出しなければならない。

2 前項で認可を受けた業務規定を変更しようとするときは、法第64条第3項に基づき、業務規定変更認可申請書(第14号様式)に変更した業務規定を添付し、知事に提出しなければならない。

(事業計画の認可)

第12条 支援法人は、法第65条第1項の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算(以下「事業計画等」という。)の認可を受けようとするときは、支援業務事業計画等認可申請書(第15号様式)に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算(以下「事業計画等」という。)を添付し、知事に提出しなければならない。

2 前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書(第16号様式)に、事業計画等を添付し、知事に提出しなければならない。

(毎事業年度の報告)

第13条 支援法人が法第65条第2項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を知事に提出するときは、支援業務事業報告書等提出書(第17号様式)によらなければならない。

(指定支援法人の指定辞退)

第14条 指定法人は、自らのやむを得ない理由により指定を辞退する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(第1819号様式)により知事に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

(附 則)(平成 30 年 3 月 13 日)

この要綱は、平成 30 年 3 月 13 日から施行する。

(附 則)(令和 4 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)(令和 7 年 10 月 1 日)

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)(令和 8 年 6 月 1 日)

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。